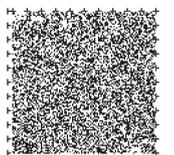
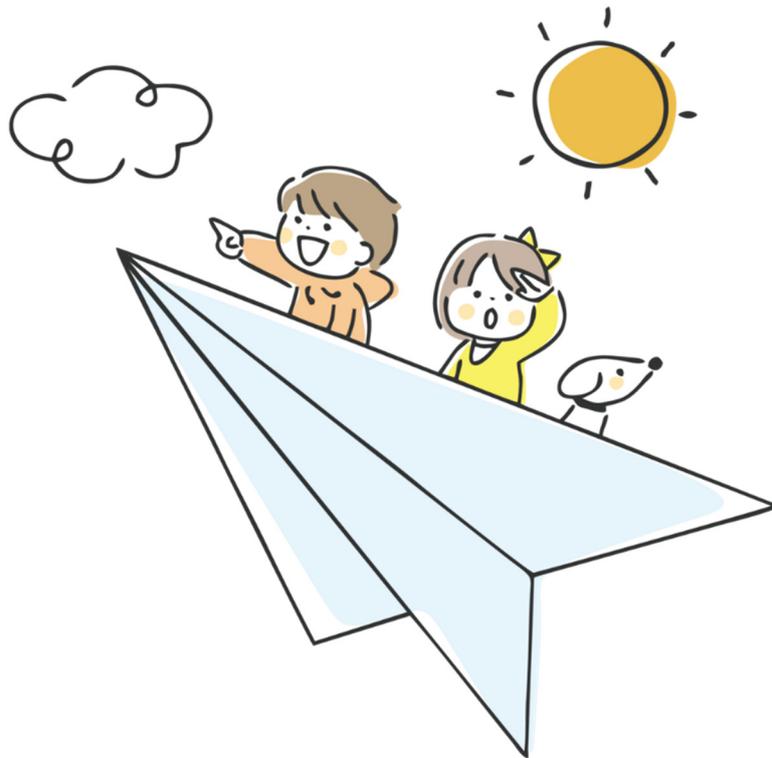
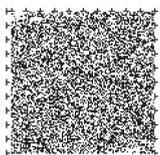


IV. 施策事業の展開







基本的な視点1 こども・若者の育ちを支援する視点

《施策の基本的方向》

(1) 幼児期の教育・保育の充実

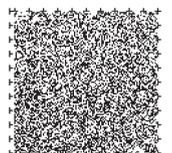
■ 方向性

乳幼児期は遊びや生活をとおして、生きる力の基礎となる心情・意欲・態度、基本的な生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。

すべてのこどもが発達段階に応じた幼児期の教育・保育を受けることができるよう、教育・保育の質の向上に努めます。

■ 主な施策事業

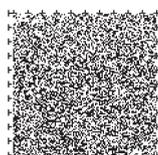
	事業名	事業内容		担当課
1	通常保育事業	● 保護者の労働または疾病等、市で定める事由により、保護者から入所申請があった場合、家庭で保育できないこどもについて市内の認可保育所で保育を行います。	継続	こども支援課
2	低年齢児保育事業	● 就労と子育て支援の両立を図るために、低年齢児の受け入れ体制を整備します。	継続	こども支援課
3	障害児保育事業	● 障がいのあるこどもについて、保護者の労働または疾病等により家庭においてこどもを保育できない場合に、保護者の代わりに保育を行います。	継続	こども支援課
4	乳児等通園支援事業	● すべてのこどもの育ちを応援し、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、保護者の就労状況に関係なく、月一定時間までの利用可能枠の中で、柔軟に保育所を利用できる制度を整えます。	新規	こども支援課
5	延長保育事業	● 保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の保育時間を超えて保育を行います。	継続	こども支援課
6	一時保育事業	● 保護者が仕事や急病、冠婚葬祭等の理由により家庭で保育できないときに、一時的にそのこどもの保育を行います。	継続	こども支援課



IV.施策事業の展開



	事業名	事業内容		担当課
7	広域保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護者の仕事と子育ての両立を推進するため、保護者の勤務地がある市町村での保育所の入所、または幸手市に転入前の保育所への継続した入所を行うため、管外保育所への入所委託を行います。 	継続	こども支援課
8	保育所整備・再編事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 老朽化した保育施設（第一保育所と第三保育所）を統合し、新たな保育所を整備します。 	継続	こども支援課
9	幼稚園・保育所・小学校連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼稚園・保育所の教育から義務教育である小学校への入学に向けて、関係機関の連携を図り、保護者の子育て、教育に対する不安の解消を図ります。 	継続	学校教育課
10	保育所入所予約事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 育児休業を取得する保護者の増加に伴い、1歳の誕生日まで育児休業を取得した後にスムーズに保育所へ入所できるよう予約制度を実施します。 	継続	こども支援課





《施策の基本的方向》

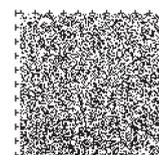
(2) 学校教育体制の充実

■ 方向性

就学後のそれぞれの時期、個々のニーズに合った教育支援の充実を図り、こどもが健やかに成長できる環境の整備を推進するとともに、すべての子どもの権利が守られるよういじめの防止対策の強化に努めます。

■ 主な施策事業

	事業名	事業内容		担当課
11	さってアフタースクール事業	● 放課後の時間を利用し、小学生に無料で学習の機会を与え、教員のOB等の講師が指導します。	継続	学校教育課
12	市立学校コンピューター教育推進事業	● 児童・生徒が GIGA タブレット端末を効果的に活用して、生きる力を育成していけるよう、児童・生徒向け講座や教職員向け研修を一層充実させていきます。	継続	学校教育課
13	学校図書館協力員配置事業	● 児童・生徒の読書活動の推進及び学校図書館の図書管理のため、各校に1人ずつ学校図書館協力員を配置します。	継続	学校教育課
14	道徳教育の充実	● 特別の教科道徳の授業の時間を要しつつ、すべての教育活動において、児童・生徒に豊かな心や道徳性が養われるよう支援や指導・助言を行います。	継続	学校教育課
15	外国青年招致事業	● 小学校の外国語活動・外国語科や中学校の英語の授業における指導がより効果的に行われるよう、語学指導等を行う外国青年を招致し、外国語指導助手として各小・中学校に配置します。	継続	学校教育課
16	インクルーシブ教育の充実	● 個別の教育的ニーズに対応できるよう、市内全小・中学校に特別支援学級を設置し、きめ細かな就学支援の実現を図るため、随時就学相談を行います。	新規	学校教育課
17	いじめ防止対策の推進	● いじめを未然に防止するため、市全体でいじめ対策教育に取り組み、いじめ防止の啓発として幸手市いじめ防止強化期間を設けます。	新規	学校教育課
18	部活動の地域連携に向けた指導者の配置	● こどもたちがスポーツ・文化芸術に継続して親しめる機会を確保するため、地域において持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境を整備し体験機会を創出すると同時に、学校の働き方改革を推進します。	新規	学校教育課





《施策の基本的方向》

(3) こども・若者の居場所・体験機会の充実

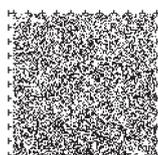
■ 方向性

こどもが様々な体験活動に参加することで興味ある事、やりたいことに気付くと同時に多様な人々と出会い、交流する機会を創出できるよう体験活動の促進に努めます。

また、すべてのこどもが安全で安心して過ごせる居場所づくりを推進します。

■ 主な施策事業

	事業名	事業内容		担当課
19	児童館事業	● 就学前のこどもと保護者を対象に、児童館において「ハッピーサークル」、「みんなでワン・ツー・スリー」、「ハッピーバースデー」、「わくわく広場（移動児童館）」、「親子DEチャレンジ」、「児童館へ行こう」の各事業を行います。	継続	こども支援課
20	おはなし会事業	● 毎月6～7回、ボランティア団体等による紙芝居、絵本等の読み聞かせを定期的実施し、こどもの読書意欲の向上を図ります。	継続	社会教育課
21	放課後児童健全育成事業	● 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、適切な遊びや生活の場を確保し、その健全育成を図ります。	継続	こども支援課
22	放課後子ども教室事業	● 放課後子ども教室の開設により、地域住民との交流活動を促進し、こどもの学習機会及び体験機会の提供を行います。	継続	社会教育課
23	夏休み子ども向け講座事業	● 小学生の夏休みの余暇の利用方法として、公民館での講座を提供します。	継続	社会教育課
24	こどもの居場所の創出	● こどものサードプレイスとなる居場所を創出することで、人とのつながりや教育・体験機会を通じてこどもの自己肯定感を育み、貧困や孤独の解消を図ります。	新規	こども支援課
25	子ども大学さって事業	● 郷土の特徴や魅力を知るとともに、地域の大学や関係団体と連携し、専門的な講義や体験を通じてこどもの知的好奇心や探究心を育みます。	新規	社会教育課
26	職場体験の充実（社会体験チャレンジ推進事業）	● 中学校期における様々な職場での体験活動をとおして、「職業」や「仕事」に対する意識を啓発し、進路指導、キャリア教育の充実を図ります。	継続	学校教育課





《施策の基本的方向》

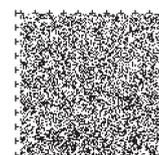
(4) こども・若者が健やかに成長できる体制の充実

■ 方向性

こどもが豊かな心を育み、健やかに成長できる環境の整備に努めます。
また、「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども・若者一人ひとりが、安心して意見を表明し自分らしさを表現できる機会の創出に努めます。

■ 主な施策事業

	事業名	事業内容		担当課
27	ブックスタート事業	● 4か月健診時に、乳幼児向け絵本2冊、専用布袋等をセットで配布し、乳幼児にも読み聞かせが有効であることをPRするとともに、乳幼児の名前で図書館利用券を作成し、絵本の読み聞かせをとおして、親子のふれあいを深めることの大切さを伝えます。	継続	社会教育課
28	セカンドブック事業	● 小学校に入学した児童に、図書館司書が選んだ本を配布し、図書への親しみを育み、読書の啓発を図ります。	継続	社会教育課
29	スポーツ少年団支援事業	● スポーツをとおして青少年の健全育成を目的として活動している団体活動に対して支援・協力を行います。	継続	社会教育課
30	心すこやか支援室設置事業	● 不登校児童・生徒への支援及び学校不適応児童・生徒へ社会的自立に向けて学習支援等、様々なニーズに応じた幅広い対応のための相談・指導・支援を行います。	継続	学校教育課
31	青少年問題協議会	● 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策のための調査・審議・行政機関相互の連絡調整を行います。	継続	社会教育課
32	青少年健全育成事業	● 青少年育成推進員（県民会議による委嘱 15名）の事業の一環として、学校訪問や各種啓発活動を行います。	継続	社会教育課
33	青少年活動団体支援事業	● 次代を担う青少年の健全育成のために活動している団体のより一層の充実を図られるよう支援を行います。	継続	社会教育課
34	子ども議会等の意見表明の機会の充実	● 市内の小・中学生から「笑顔で暮らせるまち・さって」をテーマに意見や要望を提案してもらうことで、自分の住むまちの姿を改めて見つめ、まちづくりへの関心をより深めます。	拡充	秘書課
35	広島市平和記念式典派遣事業	● 平和都市宣言を行った幸手市の将来を担う青少年に、平和の大切さを改めて理解してもらうために、広島市が行う「平和記念式典」に参加します。	継続	人権推進課





《施策の基本的方向》

(5) すべての子ども・若者・家庭を取り残さないための支援

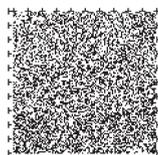
■ 方向性

こどもの心身の成長に重大な影響を与える児童虐待について、発生予防から早期発見、早期対応に向け、関係機関を含め地域の連携や協力を図ります。

また、配慮が必要な子どもが身近な地域で生活でき、自身の発達の程度に応じたサービスを受けられるようにするなど、総合的な取り組みを推進します。

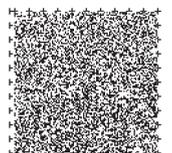
■ 主な施策事業

	事業名	事業内容		担当課
36	要保護児童対策地域協議会事業	● 要保護児童対策地域協議会の代表者会議（年1回）、実務者会議（月1回）、個別ケース検討会議（随時）を開催し、要保護児童の早期発見と適切な支援を行います。	継続	こども支援課
37	療育事業（ことばの教室）	● 乳幼児健診等で言葉の発達に遅れがみられる就学前のこどもに、継続的個別指導を行います。	継続	こども支援課
38	療育事業（母と子の幼児学級）	● 乳幼児健診等で発達の遅れや、育児環境に心配のみられる就学前のこどもとその親に、集団での療育的指導を行います。	継続	こども支援課
39	養育支援訪問事業・子育て家事サポート事業	● こんにちは赤ちゃん訪問事業、乳幼児健診等の事業や他機関から紹介され、継続した支援が必要な家庭に保健師、ヘルパー等が訪問し、発育・発達、養育に関する指導、助言、家事援助などを行います。	継続	こども支援課
40	私立幼稚園の障がい児受入支援	● 私立幼稚園に対し、障がい児を受け入れるための支援を行います。	継続	こども支援課
41	スクールサポート事業	● 教育支援員を配置し、児童・生徒の学校生活の充実と学習環境の向上を図ります。	継続	学校教育課
42	指定障害福祉サービス（居宅介護・行動援護）	● 自宅において、入浴、排せつ、食事、外出時の移動支援などの介護を行います。	継続	社会福祉課
43	指定障害福祉サービス（短期入所）	● 自宅で介護を行う人が病気の場合、短期間、施設へ入所することにより、施設において、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。	継続	社会福祉課





	事業名	事業内容		担当課
44	指定障害児福祉サービス（放課後等デイサービス）	● 学校の授業終了後や休校日に施設に通所し、生活能力向上に必要な訓練や社会交流促進の支援を行います。	継続	社会福祉課
45	指定障害児福祉サービス（児童発達支援）	● 日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。	継続	社会福祉課
46	日中一時支援事業	● 家族が急を要することなどの理由により、介護することができない時、日中における活動の場を確保し、一時的な見守りなどの支援を行います。	継続	社会福祉課
47	移動支援事業	● 屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行うもので、地域における自立生活と社会参加を促します。	継続	社会福祉課
48	日常生活用具給付等事業	● 在宅の障がいのある人に対し、自立生活支援用具等日常生活用具費の給付を行います。	継続	社会福祉課
49	相談支援体制の充実	● 障がいのある人とその家族が抱えている悩みや不安に対して、身近なところで相談、助言・指導、情報提供が行えるよう、相談支援体制の充実を図ります。	新規	社会福祉課
50	難聴児補聴器購入費助成事業	● 身体障害者手帳の交付を受けられない軽・中等度の難聴児の補聴器購入を支援するため、購入費の一部を助成します。	継続	社会福祉課
51	新たな人権課題（ヤングケアラー、LGBTQ+等）の理解啓発	● 市内各小・中学校の全教職員を対象に研修会を実施します。また、情報モラルに関して、市内全小・中学校にてデジタル・シティズンシップの講座を実施します。	新規	学校教育課 人権推進課





《施策の基本的方向》

(6) 安全・安心な環境の整備

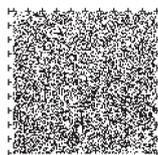
■ 方向性

こどもたちを交通事故や犯罪から守る活動を、保育所、幼稚園、学校、関係機関、地域と連携・協力しながら総合的な防止対策を推進します。

また、こどもと親が安心して外出できる環境の整備を進め、こどもを取り巻く生活環境の整備に努めます。

■ 主な施策事業

	事業名	事業内容		担当課
52	交通安全教室事業	● 保育所、幼稚園、小・中学校等での交通安全教室を開催し、交通安全ルールとマナー及び正しい自転車の乗り方について、指導を行います。	継続	くらし防災課
53	子どもの交通事故防止対策事業	● 新入学児童に交通安全帽子及びランドセルカバーを配布し、交通事故防止を図ります。	継続	くらし防災課
54	小学校新入学児への防犯ブザーの配布	● こどもたちを犯罪や危険から守るため、小学校の新入学児童に携帯用防犯ブザーを配布します。	継続	学校教育課
55	こども 110 番の家等推進事業	● 「こども 110 番の家」の設置やこどもが安心・安全に地域ぐるみで取り組むための連絡及び調整を行います。	継続	学校教育課
56	非行防止パトロール	● 青少年有害環境浄化活動の一環として、たまり場と思われる場所や危険箇所のパトロールを定期的に行い、青少年に対する声かけ運動や有害図書等について関係機関への情報提供を行います。	継続	社会教育課
57	非行防止キャンペーン活動	● 青少年健全育成啓発活動の一環として、青少年育成推進員により、「青少年の非行・被害防止特別強調月間」の期間中に街頭にて啓発品を配布し、青少年の非行防止を呼びかけます。	継続	社会教育課
58	公園維持管理事業	● 市民に憩いの場所を提供するため、市内にある公園の維持管理を行います。	継続	都市計画課
59	簡易児童遊園整備事業	● 身近な遊び場の確保を図るため、市内の簡易児童遊園の管理・修繕を行います。	継続	こども支援課





基本的な視点2

切れ目のない子育て支援の視点

《施策の基本的方向》

(1) 相談・情報提供の充実

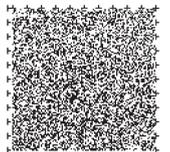
■ 方向性

子育て家庭が必要とする情報の提供や相談の充実を図り、妊娠・出産・子育てに対する様々な不安や心配事を相談できる環境づくりに努めます。

また、こども・若者本人が日頃生活する中で抱える悩みや相談事を気軽に相談できる体制整備を進めます。

■ 主な施策事業

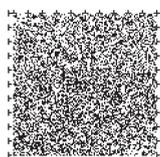
	事業名	事業内容		担当課
60	こども家庭センター運営事業	● 子育て世帯包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を統合し、児童及び妊産婦等に対して必要な実情の把握や情報の提供、相談対応、母子保健事業の実施等、包括的な支援を実施します。	新規	こども支援課
61	子育て支援情報提供事業	● 子育てに役立つ情報を収集し、ガイドブックの作成や市ホームページへの掲載による情報提供を行います。	継続	こども支援課
62	保育ネット情報事業	● 市ホームページを通じて、保育所の入所案内等の詳細を掲載し、利用者の利便性を図ります。	継続	こども支援課
63	家庭児童相談事業	● こどもに関する全般的な相談窓口として、家庭児童相談室を設置して、家庭児童相談員が相談に応じます。	継続	こども支援課
64	心理相談事業	● 1歳6か月児及び3歳5か月児健診時に、育児や発達に不安・心配がある者や心理相談が必要と思われる親子に対して、公認心理士が個別に相談にのり、安心して子育てができるよう支援します。	継続	こども支援課
65	利用者支援事業	● こども及びその保護者等、又は妊娠している方が、その選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるような必要な支援を行います。	新規	こども支援課
66	母子健康相談事業	● 育児や乳幼児の発育発達に関して心配・不安を感じている親を対象に、育児や発育全般の相談にのることで親子の健康増進を図ります。	継続	こども支援課



IV.施策事業の展開



	事業名	事業内容		担当課
67	かるがも相談	● 発達面や、関わり方、育児などについて、不安や心配事がある乳幼児（未就学児）と保護者に対し、公認心理師が相談に応じます。	新規	こども支援課
68	乳幼児発達相談事業	● 成長発育に不安や心配事がある乳幼児（未就学児）と保護者に対し、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が相談に応じます。	継続	こども支援課
69	発達支援巡回事業	● 発達障害に対して専門的な知識を有する者が市内の保育所や幼稚園等を巡回し、保育士等に対して発達障害児及びその保護者への支援手法についての助言・指導を行います。	新規	こども支援課
70	若者の相談体制充実	● 若者が悩みを抱えやすい、就労に関することや生活や学校に関すること（ひきこもり・不登校・中途退学など）、家族に関する事など、日常生活の中での悩みや心配ごとに対し、相談員が相談に応じます。	新規	学校教育課 社会福祉協議会
71	教育相談	● 小中学生、卒業生に対し、不登校・非行問題・交友関係・親子関係・進路問題など、生活全般にわたる不安や悩みについて、専門の相談員が相談に応じます。	新規	学校教育課





《施策の基本的方向》

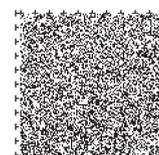
(2) 多様な子育て支援サービスの充実

■ 方向性

家族の形態、保護者の就労状況をはじめ、価値観や生活様式の多様化に伴い、子育て支援サービスのニーズも多様化しています。ニーズを正確に把握し、子育て支援サービスの充実に努めます。

■ 主な施策事業

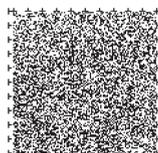
	事業名	事業内容		担当課
72	ファミリー・サポート・センター事業	● 子育てを援助したい方と子育ての援助を受けたい方の相互援助活動の連絡及び調整を行います。	継続	こども支援課
73	病児保育事業	● 病気や病気回復期の病児や突然の発熱などで集団保育が困難なこどもを、看護師等が一時的に保育を行います。	継続	こども支援課
74	子どものショートステイ事業	● 家庭において養育を受けることが一時的に困難となったこどもについて、児童福祉施設等において必要な養育を行います。	継続	こども支援課
75	紙おむつ用ごみ袋支給事業	● 市内で出生及び1歳未満の転入者の保護者に対して、紙おむつ用ごみ袋を50枚支給します。	継続	こども支援課
76	保育所世代間交流事業	● 地域の中で世代の異なる、小学生、中学生、高校生など、多くの人とふれあうことにより、児童の豊かな心を育みながら保育所と地域の連携を図ります。	継続	こども支援課
77	親参加型行事の推進	● 保育所への理解を深めるとともに、保育所を家庭での子育てを学習する場として提供するため、保護者が保育所に来所し、日常の保育に参加し、保育の様子を参観する機会を設けます。	継続	こども支援課
78	すこやか子育て講座	● 来年度小学1年生となる未就学児の保護者を対象とした講座。親が親として育ち、力をつけるための学習機会を提供し、子育ての喜びや悩みなどを他の保護者と共有し、子育ての孤立化を防ぎ、家庭の教育力向上を図ります。	継続	社会教育課



IV.施策事業の展開



	事業名	事業内容		担当課
79	多様な主体の参入促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 新規施設事業者が円滑に事業を実施できるように、設置または運営を促進するための事業です。 	継続	こども支援課
80	出産・子育て応援事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 妊娠期から出産・子育てまでを一貫して身近で相談に応じ、必要な支援を行う「伴走型相談支援」と、出産や子育てにかかわる費用の負担軽減を図る「経済的支援」を一体的に行うことで、安心して子育てできる体制を整備します。 	新規	こども支援課





《施策の基本的方向》

(3) こどもや母親の健康の確保

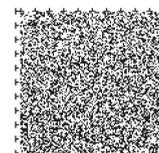
■ 方向性

すべてのこどもと子育て当事者の健康確保に向け、妊娠、出産から乳幼児期を通じ、母と子の健康づくりや相談・指導をとおした育児不安の軽減に努めます。

また、安心してこどもを産み、育てられるよう小児医療の充実を図るなど、保健・医療に関わるサービスが総合的かつ安心して受けられるよう関係機関の連携に努めます。

■ 主な施策事業

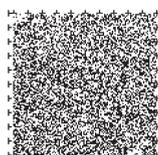
	事業名	事業内容		担当課
81	母子健康手帳の交付	● 妊娠から出産・育児まで、一貫した健康状態を記録する手帳を交付します。	継続	こども支援課
82	産婦健康診査事業	● 産後の「からだ」と「こころ」の健康状態を把握するため、産婦健康診査に必要な経費を助成することにより、安心して子育てできる体制を確保します。	新規	こども支援課
83	妊婦一般健康診査事業	● 妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査に必要な経費を一部助成することにより、安心して妊娠・出産ができる体制を確保します。	継続	こども支援課
84	母子訪問事業	● 妊産婦とその家族、子育て世帯の不安を軽減し、健やかに妊娠・出産・育児ができるよう、ハイリスク妊産婦や育児支援の必要な家庭に保健師が訪問します。また、特に支援が必要と認められる家庭に訪問し、養育に関する相談、指導、助言を行います。	継続	こども支援課 健康増進課
85	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	● 新生児・乳児を訪問して、異常の早期発見と養育者の育児不安の軽減を図ります。	継続	こども支援課
86	乳幼児健診事業	● 4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳5か月児及び5歳児を対象に健診を実施し、疾病・障がい等の早期発見、発育発達の確認及び育児相談、育児支援等を行います。未受診児は保健師が家庭訪問を行います。	継続	こども支援課
87	予防接種事業	● 感染の恐れがある疾病の発病及びまん延を予防するために、予防接種法に基づいて、予防接種を行います。	継続	健康増進課



IV.施策事業の展開



	事業名	事業内容		担当課
88	小児二次救急医療対策事業	● 平日の夜間及び休・祝祭日の昼・夜間において、医療機関（東部地区の小児医療群輪番制）に、二次救急診療を委託して行います。	継続	健康増進課
89	冬季小児休日診療事業	● インフルエンザ等が猛威を振るう冬の間、日曜・祝祭日の午前に小児科による在宅当番診療を委託して行います。	継続	健康増進課
90	食育の推進	● 乳幼児健診や食育教室、給食だより、授業などを通じて、成長に必要な栄養素が摂れる食事についての情報を提供します。	新規	健康増進課 こども支援課 教育総務課
91	地産地消事業	● 幸手産米、野菜等を学校給食に活用します。	継続	教育総務課





《施策の基本的方向》

(4) 親育ち支援の充実

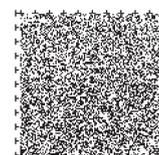
■ 方向性

こどもが健やかに成長するために、子育て当事者が良好な親子関係の形成、こどもとの関わり方について理解を深め、親としての自覚、自信を高めることが求められます。

すべての親が、こどもが生まれる前から親としての自覚が芽生え、子育てについて抱え込むことがないよう、学びの場の提供や寄り添い支え合える関係づくりの支援を進めます。

■ 主な施策事業

	事業名	事業内容		担当課
92	母子健康教育事業	● 妊娠・出産・育児に関する基本的な知識や技術を学ぶことにより、子育てへの不安軽減を図ります。両親が協力して子育てしていくための役割等の相互理解や乳幼児期の発達に応じた子育てを学ぶ教室等を実施します。	継続	健康増進課
93	母と子の幼児学級	● ことばの遅れやしつけが気になる就学前のお子さんと保護者を対象に、言語聴覚士、公認心理師を中心とした指導員による遊びをとおして、こどもの発育、発達を手助けすることを目的としています。	新規	こども支援課
94	家庭教育学級	● 親が親としての力を高め、自信を持って子育てするため、子育てやしつけについて学んだり、こどもを持つ親同士が集まり、交流・信頼を深め、子育てを学び励まし合う仲間づくりの支援を行います。	継続	社会教育課





《施策の基本的方向》

(5) 経済的支援の充実

■ 方向性

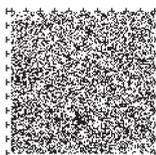
保護者の経済的負担の軽減を図り、子育て支援の充実を図ります。

特に経済的支援が求められるひとり親家庭や多子世帯、障がい児を持つ家庭に対しては、親と子で豊かな家庭を築き、安定した日常生活が営めるように経済的な支援の充実に努めます。

ひとり親家庭（母子家庭及び父子家庭）の自立のために、子育て生活支援、就業支援、養育費確保支援、経済的支援を促進します。

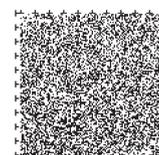
■ 主な施策事業

	事業名	事業内容		担当課
95	児童手当支給事業	● 児童手当法に基づき、3歳未満児童は一人 15,000 円、3歳以上児童は一人 10,000 円、年齢に関わらず第3子以降は一人 30,000 円を支給します。	継続	こども支援課
96	児童扶養手当支給事業	● 児童扶養手当法に基づき、18歳に到達して最初の3月31日（年度末）までの間にある者を養育する母や父及び養育者に対して手当を支給します。	継続	こども支援課
97	子ども医療費支給事業	● 市条例により、18歳に到達して最初の3月31日（年度末）までの児童の医療費の一部負担金を支給します。	継続	こども支援課
98	ひとり親家庭等医療費支給事業	● 市条例により、18歳に到達して最初の3月31日（年度末）までの間にある者を養育する母や父及び養育者に対して、医療費一部負担金を支給します。	継続	こども支援課
99	未熟児養育医療給付事業	● 未熟児に対して、指定養育医療機関に入院が必要な場合、その入院治療に必要な医療費を給付します。	継続	こども支援課
100	母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業（教育訓練給付金）	● 母子家庭の母または父子家庭の父の経済的な自立を支援するため、指定教育講座を受講した場合に費用の一部を支給します。	継続	こども支援課
101	母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業（高等職業訓練促進給付金）	● 母子家庭の母または父子家庭の父が看護師や介護福祉士等の資格取得のため、2年以上養成機関で修業する場合に、2年を限度とする期間「訓練促進給付金」を支給します。	継続	こども支援課
102	母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業（養育費確保支援事業補助金）	● 養育費の取り決めに係る公正証書作成経費、養育費保証契約締結経費及び裁判外紛争解決手続（ADR）利用経費に対し補助金を支給します。	新規	こども支援課





	事業名	事業内容		担当課
103	母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業（受験料、模試費用補助金）	●ひとり親家庭や低所得子育て世帯のこどもに対して、模試費用や大学等の受験料の補助を行います。	新規	こども支援課
104	多子世帯保育料免除制度	●多子世帯の経済的負担を軽減し、第3子以降のこどもをもうける動機付けとするため、第3子以降の0～2歳児が保育所を利用している場合の保育料を免除します。	新規	こども支援課
105	幼児教育・保育の無償化	●子育て世帯の経済的負担を軽減するため、3～5歳のこども及び0～2歳の住民税非課税世帯のこどもを対象に幼稚園、保育所（園）、認定こども園などの利用料（保育料）を無償化します。	新規	こども支援課
106	就学援助・特別支援教育就学奨励事業	●経済的理由により就学困難な義務教育児童・生徒の保護者に対し、援助を行います。	継続	学校教育課
107	学校給食費補助事業	●保護者の経済的負担を軽減することにより子育て支援を推進するため、市内小・中学校及び特別支援学校（小学部・中学部）に在籍している児童・生徒が2人以上いる保護者に給食費を補助します。 ※学校給食費無償化事業が事業化した場合は廃止	継続	教育総務課
108	学校給食費無償化事業	●物価高騰などによる保護者の負担を軽減するため、市内小・中学校に在籍する児童・生徒の学校給食費を無償化します。 ※令和8年度以降事業化予定	新規	教育総務課
109	入学準備金貸付事業	●市内に居住していて、高等学校、大学及び専修学校に入学を希望する方の保護者で入学準備金の調達が困難な方に対して、入学準備金の貸し付けを行い、等しく教育を受ける機会を与えます。	継続	学校教育課
110	実費徴収に伴う補足給付事業	●施設等利用給付認定保護者に対し、副食材料費に要する費用を助成します。	継続	こども支援課
111	ハッピー・スマイル（米）ル推進事業	●未就学児のいる世帯に幸手産米を配付することで、経済的な子育て支援及び市内農業者支援に寄与します。	新規	こども支援課
112	フードドライブ事業	●家庭で余っている食品を集め、生活困窮世帯や支援を必要としている福祉施設・団体に寄付しています。	新規	こども支援課 環境課 社会福祉協議会





基本的な視点3 若者・子育て家庭を支え合う視点

《施策の基本的方向》

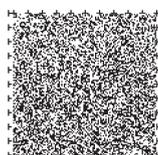
(1) 若者・子育て家庭のワークライフバランスの実現

■ 方向性

若者や子育て当事者が、就労に関する不安を感じたり、仕事との両立に悩むことなく、自己肯定感とゆとりを持って、こどもを産み、育てる環境を整備するため、多様な子育て支援、就労支援を推進していきます。

■ 主な施策事業

	事業名	事業内容		担当課
113	男女共同参画推進事業	●男女の人権が尊重され、ともに自立したパートナーとしてあらゆる分野に対等に参画できる、活力ある男女共同参画社会の実現のため、情報紙「モア」（年1回）の発行や、女と男の共生セミナー（年1回）等を行います。	継続	人権推進課
114	男性の育児休暇取得の促進	●男性の育児休暇取得、家事・育児への参画を促進するため、市内企業に対し、育児休暇制度や多様で柔軟な働き方を推進するための情報提供や広報・PRを行います。	新規	商工観光課 幸手市商工会
115	ふるさとハローワーク	●就労支援のため、ふるさとハローワークを設置し、求人求職相談や企業とのマッチング支援を行っています。	新規	商工観光課





《施策の基本的方向》

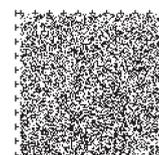
(2) 地域における子育て支援

■ 方向性

子育て中の親子が仲間づくりや地域の人々とのつながりを持つことや、地域における育児の相互援助活動の活性化等を推進し、子育てをみんなで支える環境づくりに努めます。

■ 主な施策事業

	事業名	事業内容		担当課
116	地域子育て支援拠点事業	● 市民の子育てを支援するため、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談・援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講座などを行います。	継続	こども支援課
117	子育て支援協働事業	● 市内で子育て支援を行うサークルと協働することにより、ネットワークの拡大、人材の育成を図ります。	継続	こども支援課
118	子育てサークル育成事業	● こどもや親の仲間づくりを促進するために、子育て中の親子でつくるサークルの支援、育成、交流を図ります。	継続	こども支援課
119	保育所開放事業	● 少子化、核家族化、近隣の交流の希薄などの変化の中で、地域の人々との交流を深め、子育ての不安を取り除き、保育所を十分に理解してもらうため、保育所の開放を行います。	継続	こども支援課
120	地域交流推進事業	● 各小・中学校において、各教科及び総合的な学習の時間等で地域の人材を活用し、地域との交流を推進します。	継続	学校教育課
121	コミュニティ・スクール事業	● 地域や社会に開かれた学校づくりを推進し、学校が家庭や地域と連携しながら、特色ある教育活動を展開することを目的に、各学校長の推薦をもとに教育委員会が学校運営協議会委員を委嘱します。学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことができる「地域とともにある学校づくり」を推進します。	継続	学校教育課
122	産後ケア事業	● 家族等から十分な育児や家事の援助が受けられず、産後体調不良や育児不安等のある母子に、宿泊や訪問で保健指導や育児指導等による支援を行います。	継続	こども支援課



IV. 施策事業の展開



《施策の基本的方向》

(3) 次世代にとっても住みやすい地域づくり

■ 方向性

次世代を担う若い世代が、「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、自らの主体的な選択により結婚し、子どもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支援できるよう努めます。

■ 主な施策事業

	事業名	事業内容		担当課
123	不妊検査費・不育症検査費助成事業	● 出産・育児・子育て支援の一環として、不妊検査・不育症検査を受けた方を対象に、検査費用の一部を助成します。	新規	健康増進課
124	出会いの機会の支援	● 若い世代の結婚の希望をかなえるため、市の地域資源を有効に活用し、男女の出会いを支援します。	新規	政策課
125	移住支援補助事業	● 若年層が幸手市へ転入するきっかけとするため、若者夫婦世帯が初めて住宅を取得した際に、建物価格の一部を補助します。	新規	政策課

